

**井原市内の公共建築物における県産材等の
利用促進に関する方針**

平成24年1月

井 原 市

目 次

第1 目的	· · ·	1
第2 公共建築物における県産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項	· · ·	1
1 県産材等の利用を促進する公共建築物		
2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲		
3 施策の具体的方向		
第3 市が整備する公共建築物における県産材の利用の目標	· · ·	2
1 市有施設での木造・木造化		
2 公共工事における県産材の利用		
第4 その他公共建築物における県産材等の利用の促進に必要な事項	· · ·	2
1 コスト面で考慮すべき事項		
2 体制の整備に関する事項		
3 普及啓発に関する事項		
《参考》		
・岡山県内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針 (平成23年3月策定)	· · ·	3

井原市内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針

第1 目的

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく、国及び県の基本方針に即し、市内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「方針」という。）を定め、公共建築物等への県産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

第2 公共建築物における県産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 県産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材等の積極的な利用に努めるものとする。
本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。（公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）また、県産材等とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材・加工した木製品をいう。

公 共 建 築 物	
教 育 施 設	幼稚園、学校等
運 動 施 設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等
住 宅 施 設	公営住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等
行 政 施 設	庁舎等
医 療 施 設	病院・診療所
	その他公共交通機関の施設及び休憩所等

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準における耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造及び非木造の混構造とすることが、耐火性及び強度に優れ、間取り等建築設計の幅も拡がる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事等建築材料以外の各種製品の原材料としても、県産材等の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共工事

県産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、県産材等製品の導入に努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

1 市有施設での木造・木造化

- (1) 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000m²以下の施設は木造化を図るものとする。
- ア 建築基準法等の法令及び施設の設置基準等により、木造化することが困難な場合
 - イ 著しく費用を要する等費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
 - ウ 施設の内容及び構造に要求される性能、耐久性等により、木材の利用が困難な場合
 - エ 施設の用途、保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な場合
 - オ その他木造化することが困難な場合
- (2) 木造以外の施設にあっても、木造化が可能な床、壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図るものとする。
- (3) 市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設、地域のシンボル的な施設及び多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・椅子等の備品等に県産材を用いた製品を積極的に使用するものとする。

2 公共工事における県産材の利用

市が実施する公共工事においては、木材を利用可能な施設(工種・工法)等において、工事箇所の周辺環境並びに利用上のコスト及び施設として必要な性能等を勘案しつつ、県産材及び県産木製品の利用に努めるものとする。

第4 その他公共建築物における県産材等の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合において、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分留意するものとする。

2 体制の整備に関する事項

県産材等の円滑な利用を推進するため、関係部局が計画又は実施する事業等について総合的な調整を図るものとする。

3 普及啓発に関する事項

市有木造施設の管理者は、施設の来訪者に対し木のぬくもりや香り等木の良さ等の普及啓発に努めるものとする。

市及び公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に県産材等が利用されるよう、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

《参考》

岡山県内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針

第1 目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、国の基本方針に即し、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定め、公共建築物等への県産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成と林業・木材産業の持続的な発展に資するものである。

第2 公共建築物における県産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 県産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材等の積極的な利用に努めるものとする。

本方針における公共建築物とは、広く県民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。(地方公共団体以外の者が整備する建築物も含む。) また、県産材等とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材・加工した木製品をいう。

公　　共　　建　　築　　物			
教育施設	幼稚園、学校等	運動施設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住宅施設	公営住宅、職員住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行政施設	庁舎等
医療施設	病院・診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等	

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も拡がる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、県産材等の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共工事

県産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、県産材等製品導入に努めるものとする。

暖房器具やボイラーを設置する場合は、県産材等木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

1 県施設での県産材の利用促進

県が整備する公共施設や公共工事における県産材の利用の促進については、平成20年2月に策定した「晴れの国おかやま県産材利用推進指針」による。

2 今後10年間の県産材の利用目標量

県が整備する公共建築物における今後10年間の県産材の利用目標量を次のとおり定め、その利用状況を毎年度公表する。

なお、その後の社会・経済情勢を取り巻く環境の変化に対応し、5年を経過した時点で見直しを行う。

● 利用目標量（単位：m³）

区分	現　況 (平成19～21年度の平均)	10年間の目標値 (累計) (平成23～32年度)	単年度平均
			(伸び率%)
公共建築物 (木製品導入等含む)	353	4,250	425 (120)

第4 その他公共建築物における県産材等の利用の促進に必要な事項

1 市町村方針の作成に関する事項

市町村は、市町村方針の策定に当たり、本方針に即し、地域の実情及び関係者の役割分担等を踏まえた具体的な施策等について記述するものとする。

また、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に県産材等が利用されるよう、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

2 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

また、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達コストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理コストについても留意するものとする。

3 体制の整備に関する事項

県は、公共建築物における県産材等の利用を効率的に促進するため、岡山県木材需要拡大推進会議において、関係機関との円滑な連絡調整等を行う。

4 技術の開発等に関する事項

木材製造業者その他の県産材等の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れた品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や、これらを用いた建築工法等に関する研究及び技術の開発に努めるものとする。

県は、新たな製品の開発や高性能な県産材製品の製造に資する施設・機械の整備に対する支援、県産材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及に努める。